

## 仕 様 書

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課  
(担当: 北山、森川 電話 222-3411)

件 名	元京都市健康増進センター機械警備業務
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 対象施設は、元京都市健康増進センター（南区西九条南田町1番地2）とする。</p> <p>2 業務の詳細は、別紙のとおりとする。</p> <p>3 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途契約する。</p> <p>4 現地調査が必要な場合は、必ず健康長寿企画課（Tel222-3411）に連絡し、調整を行うこと。</p> <p>5 受託決定後、受託候補者は、警備業法第19条第1項の規定による当該契約の概要について記載した書面を、健康長寿企画課に提出すること。健康長寿企画課が指定した期限までに必要書類が提出されない場合、契約辞退とみなす。また、契約締結後、速やかに警備業法第19条第2項の規定による当該契約内容を明らかにする書面を2部健康長寿企画課に提出すること。</p> <p>6 委託料の支払いについては、3箇月ごとに契約金額の4分の1を、業務履行の確認及び受託者から請求を受けて支払うものとする。ただし、端数が発生する場合は、契約における最初の支払時に支払うものとする。</p> <p>7 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、受託者と京都市が協議のうえ定める。</p>

注 本仕様書について不明な点がある場合は、健康長寿企画課の指示に従ってください。

## 機械警備業務の詳細

### 1 業務の概要

受託者は、受託者の負担により設置する通信回線（無線方式を含む。）又は受託者の負担のもと京都市が提供するN T T一般回線を用いて、赤外線・電磁波及び電気等を利用した警備用の機器（断線検知装置を含む。）及び付属する配線等（以下「警備機器」という。）を設置し、施設の警備を行う。

### 2 業務内容

#### （1）侵入監視

- ・ 受託者の設置する警備機器によって感知される侵入異常の監視及び侵入異常を受信した場合の緊急対処及び警察等への通報を行う。
- ・ 監視時間は、毎日午後5時15分から翌8時30分までとする。  
ただし、土日祝日、年始年末（1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで）については終日とする。
- ・ 業務提供時間内において京都市が定める通用口について、職員の出入りに対応できるカードキー（又は同等の機能を有するセキュリティーキー）（以下「カードキー」という。）を京都市の必要数提供することし、カードキーが破損等により使用できなくなったときは、交換するものとする。交換費用については、京都市と協議のうえ決定する。

#### （2）火災監視

- ・ 受託者の設置する警報機器又は京都市の機器によって感知される火災異常の監視及び火災異常を受信した場合の緊急対処及び消防等への通報を行う。
- ・ 監視時間は、終日とする。

#### （3）ガス漏れ監視

- ・ 受託者の設置する警報機器又は京都市の機器によって検出されるガス漏れ異常の監視及びガス漏れ異常を受信した場合の緊急対処及びガス供給会社等への通報を行う。
- ・ 監視時間は、終日とする。

### 3 警備機器の設置

- ・ 受託者は、機械警備業務の開始に際して、（参考1）設置予定機器及び（参考2）設置機器位置図を基に、京都市と協議のもと、設置する警備機器及び位置を決定するとともに当該図面を京都市に提出しなければならない。

- ・ 警備機器設置後、京都市の都合により警備機器の移設又は一時撤去及び取付けの必要が生じた場合においては、速やかにこれに応じなければならない。この場合において必要な経費は、京都市が負担するものとする。ただし、簡易なものについては、この限りではない。
- ・ 設置した警備機器の操作方法について、受託者は、警備責任者を通じて、施設管理責任者に技術習得せしめるとともに、文書で操作方法を伝達するものとする。

#### 4 警備機器の保守点検

- ・ 受託者は、機械警備業務の正常な履行が確保されるよう、警備機器に異常が生じた場合は、直ちに検出できるようにするとともに、異常を検出したときは、直ちに乙の負担において復旧すること。
- ・ 受託者は、京都市の重過失によるものを除き、警備機器が正常に機能しないことにより京都市又は施設の利用者が被る損害について、これを賠償すること。

#### 5 業務執行体制・執行計画

##### (1) 業務執行体制

受託者は、火災及び侵入に対する防災技術・建築構造その他安全管理に必要な総合技術を習得している者により以下の体制を整え、業務を執行する。

- ・ 警備責任者  
警備業務に関する責任者として、警備員を指揮監督するとともに、管制担当者及び京都市の担当職員と連絡をとり、警備業務の円滑な実施を図る者
- ・ 警備員  
施設に取り付けた警備機器を適宜保守点検し、施設に異常が発生した場合は、警備責任者の命、若しくは管制担当者の連絡、又は京都市の担当職員の要請を受け、現場に急行し、必要な措置をとる者
- ・ 管制担当者  
受託者が設置する施設の異常の有無を自動的に表示する機械を常時監視するとともに、異常を認めた場合は、直ちに警備責任者もしくは警備員に連絡をとる者

##### (2) 業務執行計画（異常発生時）

業務の開始に当たり、受託者は、異常発生時の対応や通報先及び京都市の担当者との間の連絡体制を協議し、円滑に業務を執行するよう計画する。

#### 6 鍵の貸与

- (1) 機械警備業務の実施に際し、京都市は受託者に施設の鍵（以下「鍵」という。）を貸与する。
- (2) 鍵の保管に関し、受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 鍵は、受託者が責任を持って保管する。
- ・ 施設の鍵を紛失したときは、直ちに京都市の担当者に連絡する。
- ・ 施設の鍵を紛失した場合において、鍵のつけかえに伴う費用及び鍵のつけかえが完了するまでの間に生じた一切の損害は、受託者において負担するものとする。

## 7 業務完了報告

受託者は、各月の業務を完了したときは、速やかに警備実施報告書を京都市に提出するものとする。

## 8 契約終了時の取扱い

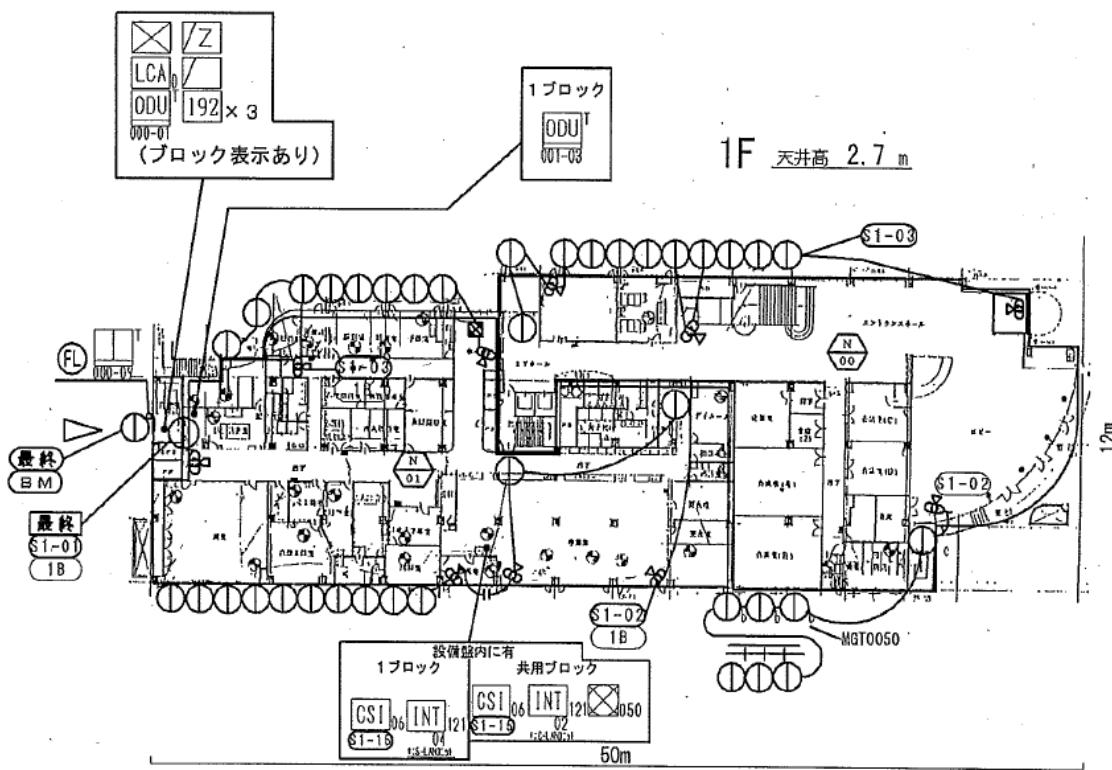
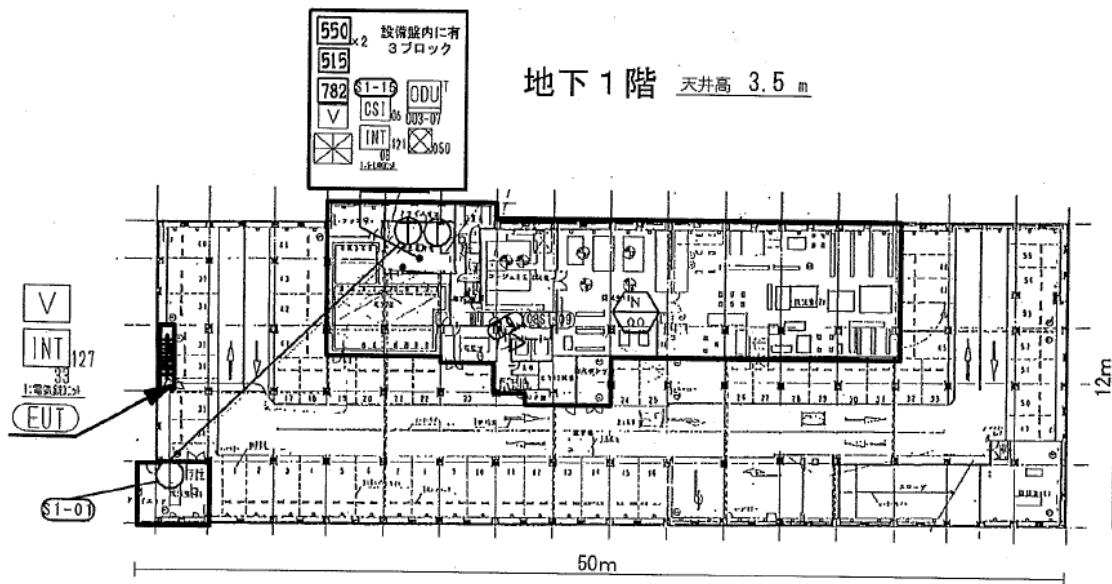
契約期間が終了した場合においては、受託者は施設に取り付けた警備機器を自己の負担により速やかに撤去するものとする。

(参考1) 設置予定機器

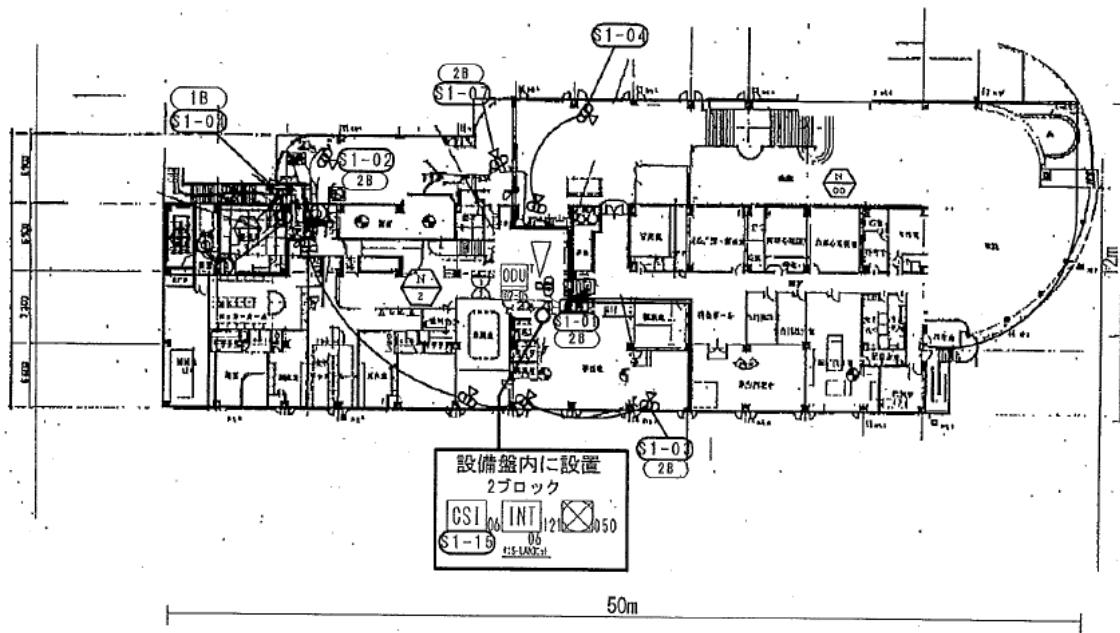
機器名称	機器コード	シンボル	個数
AZコントローラー	CN-T3000		1
カードリーダー(露出・T・W)	CD-R1160		1
センサーインターフェース集合型	CS-I0060		4
EUT電気錠	EL-K1210		1
最終案内灯インターフェイス	IN-T0960		1
システム拡張インターフェース	IN-T1210		4
システム拡張インターフェース	IN-T1270		1
無線通信アダプター デュアル	LC-A2920		1
最終案内灯	LG-L0050		1
フラッシュライト	LM-P0010		1
マグネットセンサー[ライトグレー]	MG-T0040		1
マグネットセンサー[パールグレー]	MG-T0160		3
マグネットセンサー[ライトグレー]	MG-T0180		40
マグネットセンサー[ブラウン]	MG-T0190		3
操作表示器(露出・T・W)	OD-U0530		4
インフラレッドセンサー	PI-S0420		17
インフラレッドセンサー	PI-S0430		7
インフラレッドセンサー	PI-S0520		1
パワーユニット1. 5Aタイプ	PO-W0500		3
シャッターセンサー	SH-T0020		1
マグネットセンサー	SPM-0070		1
S-LANユニット	UN-T1010	—	4
電気錠ユニット	UN-T1030	—	1

設備名称	MTR/CHK	数
防犯エリア	CH-K0920	1
AZブロック数	MT-R1920	3
ガス受信盤異常	MT-R5150	1
無電圧結線	MT-R5500	2
蓄積型自火報盤結線	MT-R7820	1

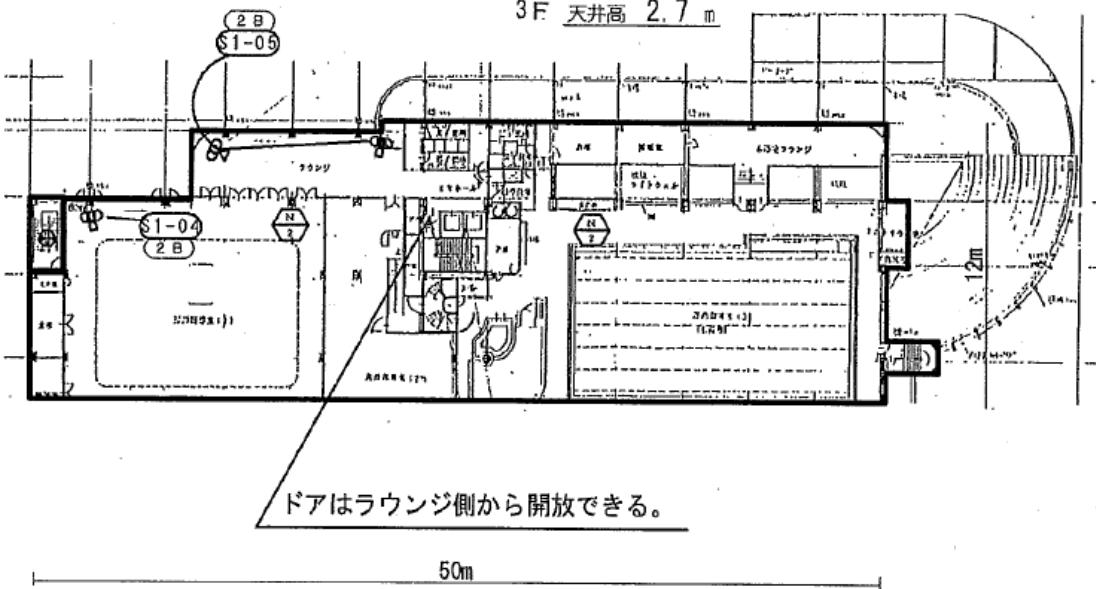
## (参考2) 設置機器位置図



2 F 天井高 2.7 m



3 F 天井高 2.7 m



4 F 天井高 2.7 m

